

# 郵便等による不在者投票制度のお知らせ

文京区選挙管理委員会

選挙時に、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちで【別表1】のような障害のある方や、介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5である方を対象に、自宅等での郵便等による不在者投票の制度がございます。

また、郵便等による不在者投票をすることができる方のうち、自ら投票の記載をすることができないものとして定められた【別表2】のような障害のある方は、あらかじめ区市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た方（選挙権を有する方に限る）に投票に関する記載をさせることができる代理記載の制度もございます。

この制度をご利用していただくためには、郵便等投票証明書が必要です。この証明書は、一度交付されると7年間有効となります。ただし、介護保険被保険者で要介護5に該当している方は、介護保険被保険者証の認定の有効期間の末日までとなります。

文京区選挙管理委員会では、公民権の行使をしやすくするために、郵便投票制度を利用できる方にこのお知らせと郵便等投票証明書交付申請書を送付しております。なお、この制度を利用した場合には、「投票所入場整理券」は郵送されませんので、ご了承ください。  
**※この申請は任意ですので、この制度を利用されない場合、申請は不要です。**

## ○ 郵便等による不在者投票ができる方【別表1】

| 障害等の区分    | 障害等                         | 等級等          |
|-----------|-----------------------------|--------------|
| 身体障害者手帳   | 両下肢、体幹、移動機能                 | 1級又は2級       |
|           | 内臓機能（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸）    | 1級又は3級       |
|           | 免疫、肝臓                       | 1級から3級まで     |
| 戦傷病者手帳    | 両下肢、体幹                      | 特別項症から第2項症まで |
|           | 内臓機能（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓） | 特別項症から第3項症まで |
| 介護保険被保険者証 | 要介護状態区分                     | 要介護5         |

※投票用紙等に自書できない方（【別表2】代理記載人による投票ができる方を除く）は該当になりませんので、ご注意ください。

## ○ 郵便等による不在者投票で代理記載人による投票ができる方【別表2】

| 障害等の区分  | 障害等    | 等級等          |
|---------|--------|--------------|
| 身体障害者手帳 | 上肢又は視覚 | 1級           |
| 戦傷病者手帳  | 上肢又は視覚 | 特別項症から第2項症まで |

※上肢、視覚の障害が1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人（【別表1】該当者）でなければ、代理記載はできません。

〔問い合わせ〕 文京区選挙管理委員会事務局  
〒112-0003 東京都文京区春日一丁目16番21号  
電話 03-5803-1287

# 郵便等投票証明書の交付申請の手続きについて

この制度を利用するには、下記の申請が必要となります。なお、併せて代理記載の申請を行う場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。再度、代理記載用の申請書類を送付いたします。

また、申請等は文京区選挙管理委員会に郵送か、又は直接窓口にお持ちください。（窓口に来られる方は代理の方でも結構です。）

## 記

1. 選挙人が署名した郵便等投票証明書交付申請書（同封の書類です。）
2. 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の写真・等級欄部分のコピー又は介護保険被保険者証の要介護状態区分・有効期間欄部分のコピー

※ 申請に基づき、郵便投票該当者であれば、「郵便等投票証明書」を発行の上、本人に郵送いたします。

※ 郵便等による不在者投票制度の仕組みは以下をご覧ください。

## 【郵便等による不在者投票制度の仕組み】

